

文部時報

第五百六十二號 目次

卷頭 (明治天皇御製三首)..... 一

第四十九回視學講習會に於ける訓示..... 二

氣質と教育..... 東京女子高等師範學校教諭兼教授 古川竹二..... 四

盲學校初等部修身書編纂趣旨について..... 文部省圖書監修官 加藤將之..... 一六

自然物を國寶に指定するの議..... 史蹟名勝天然紀念物調査委員會委員 東京帝國大學名譽教授 堀池英一..... 二八

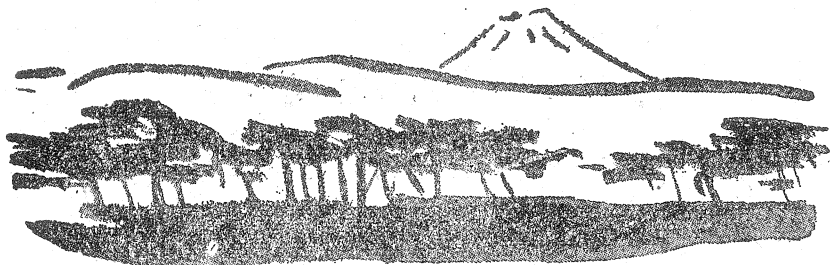
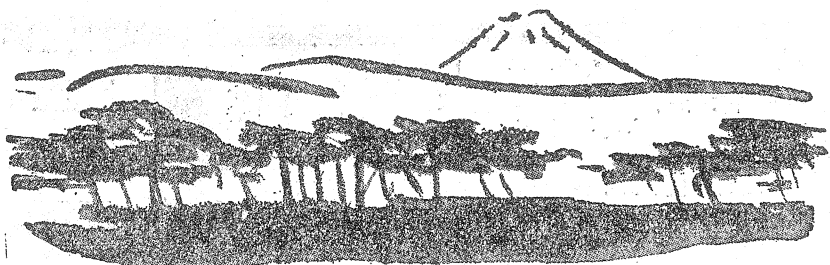
文部省の話..... 文部大臣官房文書課長代理 堀池英一..... 三二

復命書

昭和十年度文部省視學委員復命書抄..... 文部省視學委員弘前高等學校教授 小山民造..... 五〇

理科

昭和十年度文部省視學委員復命書抄..... 文部省視學委員弘前高等學校教授 小山民造..... 五〇



農山漁村に於ける學校の實際

清水頭尋常小學校經營の一端..... 青森縣清水頭尋常小學校長 松尾安次郎..... 五四

告示

文部省告示第三百十三號(京濱女子商業學校位置變更認可)——同第三百十四號(史蹟名勝天然紀念物指定)——同第三百十五號(長崎女子商業學校位置變更認可)——同第三百十六號(國寶所有者住所變更)——同第三百十七號(國寶所有者變更)——同第三百十八號(安藝高等女學校設立者變更認可)——同第三百十九號(師範學校中學校高等女學校教員無試驗檢定取扱許可學校中日本女子高等學院ノ項改正)..... 七〇

通牒

公立高等學校長ハ公立學校職員年功加俸令第一條ニ該當セザルモノト認メラルノ件——御所離宮及御苑拜觀ニ關スル件..... 七三

敘任及辭令(自昭和十一年九月一日至同十日公表ノ分等)..... 七三

彙報..... 學位授與認可——第十六回實業學校教員檢定豫備試驗問題——檢定教科用圖書——歌曲採用認可——東京工業大學精密機械工學講習會——圖書認定——蓄音機レコード推薦——管

長就職——轉任——休職——休職滿期——退職——死去..... 八四

文教問答

昭和九年度文部統計摘要(七)..... 文部大臣官房文書課..... 九八

統計

昭和十一年度地方費豫算(七)..... 文部大臣官房文書課..... 一〇四

自然物を國寶に指定するの議

史蹟名勝天然紀念物調査委員會委員 東京帝國大學名譽教授 理學博士 脇水鐵五郎

從來法律によつて國寶に指定さるるものは人工の美術品乃至工藝品に限られ、自然に産するものは如何に貴重なものでも一あつて二なき如き珍奇なものでも法律によつてこれを國寶に指定し以てこれが破壊散逸を防ぎまた海外へ流出するを留めることも出来ず、徒らに指を脚へて自然の成行に委せる外なき状態に置かれてゐる。これは洵に残念なことであるのみならずこれを放棄しておくことはわが國の耻辱でもあるから何とかしてこれが保護の途を講じたいと思ふのであるが、それには國寶保存法に小修正を加へて自然物をも國寶に指定し得る途を開くことが最も捷徑であると思ふ。

自然物といふうちには動物もあり植物もあり礦物岩石化石の類もある。これらがその原産地に生育繁茂し(動植物ならば)或は存在産出する(礦物岩石化石ならば)ものは天然紀念物として保存法によつてこれを保護しその散逸破壊を防ぐ方法は立つて居る。然しながらそれ等が指定前に既に原産地から抜き取ら

れ或は採集せられて一個の物品として個人若くは公私團體の所有に歸してゐるものはこれを保存法によつて天然紀念物に指定することは出来ないことになつて居る。これは法律の不備ではなく一個の物品と化して居るものはや天然紀念物でない以上保存法の制裁を受けないのは當然である。それゆゑ既に物品化した自然物即ち天産物の保存を圖るには國寶に指定する外はないと思ふのである。

現在國寶といはれてゐるものはいづれも天産物を原料として造つたものでないものはない。少しでも天産物に人工を加へたものであれば國寶の中に入れ得る。例へば水晶に少しく加工して置物の玉としたものでもそれが若し純潔無比の玉であるか或は珍しい礦物を含んで居るか或は直徑が一尺も二尺もあるやうな偉大なものであればそれを國寶に指定する方はあると思ふ。かやうなものは一つの美術品なり工藝品なりと看做し得るからである。然しながら若しそれが天然に出たままの水晶の結

晶であれば如何に美大なものでも珍奇なものでも國寶と看做されないことになつて居る。それで筆者の希望する所は國寶の定義を擴大して天産物即ち自然物をもその中に加へることとするか或は別に自然物保存法を設定してわが國の自然國寶の散逸破壊と海外流出とを防衛したいのである。

然らば今日本にこの自然國寶に該當するものに何んなものがあるか。またそれ等が何んな状態に置かれて居るか。動植物は姑く措き礦物岩石化石だけに就て二三の例をここに記して見ることにする。

伊豫大生院村の市ノ川鑛山は昭和年間の出版にかかる雲根志といふ礦物の書類にも書かれて居る古くから著石なアンチモニー鑛山であるが、明治十四五年頃輝安鑛(硫化アンチモニー)のすばらしい立派な結晶を出したことがある。この礦物は普通は塊状をなして産し、結晶してゐても細い針のやうな結晶かさもなくば毛のやうな結晶をなしてゐることが多く、長さ二三寸もあれば珍らしい位のものであるが、當時市ノ川から出たものは最大品は長さ二尺太さ二寸餘に達し、實に世界的の珍品であつたのである。然るに當時日本はなほ礦物學の黎明期にあつたので、その珍品は横濱にゐた外國貿易商のブローカーの手を経て殆ど全部が外國に輸出せられ、米國著名の礦物學者デーナを始

め洪牙利のクレンネル、瑞西のプラン等の學者がその結晶を測定して無慮九十といふすばらしい多數の晶面を有することを發見してから一層有名となり、今では世界各國の博物館や大學の標本室にその雄姿を見せて礦物標本の女王の如き位置を占めてゐることは隠れもない事實である。然しその巨大なる結晶の産出は花火式の一時的華やかさを見せたばかりで僅か二年ばかりで美大な結晶を産する晶洞は採り盡され、日本に残つたものは僅かに全體の百分の一にも當らなかつたのである。その後明治三十五六年頃再び美大な結晶を有する一晶洞に掘當てたが、その時は當時の鑛山局長であつた和田維四郎氏が殆ど一手でこれを買占め外國への輸出を防ぎ得た。その頃より市ノ川鑛山は衰類の一路を辿り今は殆ど廢山同様になつてゐる。

かやうな譯で市ノ川輝安鑛は過去の礦物に屬しその代表的標本は日本よりも寧ろ外國に多く藏せられ、日本では和田氏の所藏にその代表的標本を見るのみであるが、和田氏も十數年前既に故人となられ、今は氏の所藏標本の全部が三菱合資會社に移管されてゐる。因みに和田氏の所藏標本は日本礦物の粹を萃めたもので總數五千餘に及び、個人の礦物標本としては數に於て他の追従を許さぬものであるばかりでなくその粒揃の點に於て日本隨一のものである。幸に今は理解ある三菱合資會社に保管

されてゐるものの幹部の交迭によつていつ何時邪魔物扱される時が來ぬとも限らぬ。それゆゑ和田氏の鑛物標本の如きは其の全部を國寶として保存すべきものであると信ずる。

山梨縣の北部山岳地帯は古來水晶の名産地として知られ、甲府の水晶細工の名は廣く世に喧傳されてゐる。然るに十數年前より殆ど全くその産出を見なくなつた。つまり採り盡したのである。それで今では原鑛をブラジルより輸入しその細工物を甲府水晶の名で賣つて居る始末である。

かやうな譯で甲州の水晶もまた過去の天産物となつてしまつたのであるが、その過去の水晶中に世界的に珍らしい種類が二つある。一つは乙女坂及び倉澤から出たことのある傾軸式の雙晶をなしてゐる平たい形の水晶で、俗に夫婦水晶といひ、大なるものは長さ一尺五寸に達する。元來傾軸式雙晶をなせる水晶は世界的に極めて罕なもので、あつても長さ一寸以下のものが普通であるから甲州産の如き巨大な結晶は珍中の珍とすべきである。

今一つは草入水晶と稱する種類で、水晶の結晶中に綠色褐色などをして居る針のやうな細長い諸種の鑛物の結晶を包含してゐるものであるが、これも甲州産の如き立派なものは世界に稀なのである。この外に苔入水晶と稱して雲母や綠泥石を包含する。

るもの黄鐵鑛その他の硫化鑛物などを含んでゐるものなどもあつて包含物の多いことでは甲州産水晶は世界に傑出してゐるといへる。

これらの特色ある水晶の産出も今は過去の事實となつてしまつて、遺憾ながら今後は永久に再現を期し難いのである。然るに會て産出した上記各種の水晶結晶も無理解なる水晶細工商の爲め細工物に使用され或は自然の結晶面を琢磨せられ現形を失つたものが大部分で、その人爲的破壊を免かれた逸品は案外残り少なくなつて居る。甲府の百瀬康吉氏は卓見ある好事家であつたから逸品の目に觸れたものは折々これを買取り、珍藏して居られたが、先年その藏品の大部分を山梨縣師範學校に寄贈せられ、今は學校の寶物となつてゐる。これらはいづれも國寶に値するものである。

美濃の苗木地方と近江の田ノ上山とは花崗岩中の岩脈に種々の鑛物を産するので名高い鑛物産地であるが、この兩地から出るトパーズ(黄玉石)の結晶はその形の整美なると大きな大なる點に於て世界有數のものであるが、濫獲の結果今では殆どその産出を見なくなつた。和田氏の標本中にその代表的大結晶を見ることを得るが、何分寶石の類であるから各所に散在する代表的標本の指定を行つてその切子玉に磨かれてしまふことを防

止する必要があると思ふ。なほ苗木地方からは苗木石と稱する新鑛物も出で、フェルグソン石・モナズ石などといふ珍らしい鑛物も出るが、これらがラヂオアクチーブであるために惠那ラヂウム株式會社といふ營利會社が成立して居るほどであるから、これ等も今のうちに代表的標本を國寶に指定しておく必要があると思ふ。

因みに磐城の石川山も苗木・田ノ上山と共に日本稀有鑛物産出地の三幅對の一であつたが、ここは早く天然紀念物に指定されてゐるので消滅を免かれてゐる。田ノ上山は保存法發布前に既に廢滅し居り、苗木地方は地域のまとまりのつかぬ爲に指定することが出來ず今日に至つて居る次第である。

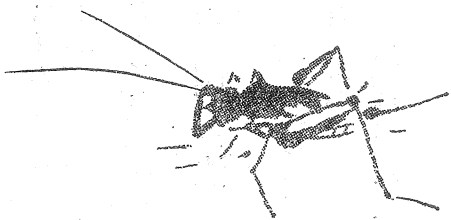
岩石にも隕石の外に讚岐のカンカン石・紀伊の古谷石・佐渡の赤玉などの如きその代表物を國寶に指定する必要を認めるが鑛物に比すればその數は多くない。

化石には國寶に指定する必要があるものが甚だ多い。その主なるものを二三記して見ると、美濃の赤坂山から出た古生代の貝類の化石、武藏・上總・常陸・近江・美濃・讚岐・遠江などから出た舊象の齒や牙の化石及び前世界哺乳動物の化石等を始め魚類(サメの齒を含む)昆蟲類、カニ・エビ・アンモン介・珊瑚類などの中に指定の必要あるものを多數認める。最近北大の長尾教授が

自然物を國寶に指定するの議

樺太で蒐集したデスマスチルス(海牛)の殆ど完全なる骨骼化石の如きもその一つである。

以上は單に一端を擧げたにすぎないが要するに鑛物にせよ岩石化石にせよ一旦地中から掘り取つて一個の物品化したものは天然紀念物たる資格を失ひ、隨つて保存法をこれに適用することが出來ないのであるから、國寶としてこれ等を保存する必要があるのである。(終)



文部時報刊行計畫摘要

一 目的 本省行政ニ關スル法令並ニ諸般ノ施設事項ヲ周知セシムルト共ニ所管ノ行政及教育機關等ノ聯絡提携ニ便ナラシムルヲ以テ目的トス

二 内容 本時報登載事項ノ大要左ノ如シ

- 勅 令 勅 令 勅 令
- 訓 示 訓 示 訓 示
- 法 令 解 說 質 疑 應 答 (本省ヨリ公文ニテ)
- 任 免、陞 叙、叙 位、叙 勳 表 彰 (回答シタルモノ)
- 講 演、講 話、談 話 研 究 調 査 統 計 復 命 書 及 報 告 書
- 人 事 公 告 寫 真

三 編纂 文部時報編纂ノ爲編纂委員長並編纂委員若干名ヲ置ク

編纂委員長ハ文書課長ヲ以テ之ニ充テ編纂委員ハ文書課員中ヨリ之ヲ命ズ
必要アルトキハ審査委員ノ意見ヲ求ムルコトアルベシ
資料蒐集ノ爲省内各局課ニ文部時報報告委員ヲ置ク

文部時報報告委員ハ各部局課ノ理事官、屬、囑託等ヲ以テ之ニ充ツ
必要ニ應ジ直轄各部、各府縣其ノ他ヨリ資料ヲ求ムルコトヲ得

四 發行 本時報ハ菊版、每號約六十四頁、定價金貳拾錢ヲ標準トシ毎月三回一ノ日ヲ發行期日トス

定 價 表

一 部	金 貳 拾 錢	送 料 共
一 ヶ 月	金 六 拾 錢	送 料 共
六 ヶ 月	金 參 圓 六 拾 錢	送 料 共
一 ヶ 年	金 七 圓 貳 拾 錢	送 料 共

廣 告 料

廣告料は一頁五拾圓、二分ノ一頁參拾圓、四分ノ一頁拾八圓とす
掲載頁數は壹部毎に拾參頁を越ゆることを得ず
右文部省の御指定に依つたものとす

昭和十一年九月十九日印刷納本 (第五六二號)
昭和十一年九月二十一日發行 行 (第五六二號)

禁 斷 轉 載

發行所 大 谷 仁 兵 衛
印刷者 大 庭 公 平
印刷所 行政學會印刷所第二工場
電話 牛込二九九六番

發行所 東京市京橋區銀座西七丁目一番地
帝國地方行政學會

電話 銀座六六〇、六六一、六六二、六六三番
振替 貯金口 座東京十三番

文部時報編纂關係者名簿

(昭和十一年八月二十一日現在)

Table listing names and titles of editorial staff for the Ministry of Education Times, including roles like 'Editor-in-Chief' and 'Editor'.

資料委員名簿 (昭和十一年八月二十一日現在)

Table listing names and titles of editorial board members, including various university professors and researchers.

地方委員名簿 (昭和十一年八月二十一日現在)

Table listing names and titles of local committee members from various prefectures and municipalities.

青森縣地方視學官

Table listing names and titles of school inspectors for Aomori Prefecture, organized by district.